

☞ 医師の家族に対する診療も収入？

Q：私は内科医を営んでおり、ときどき家族の診療もします。

この場合、注射をしたり、薬を投与したりしていますが、所得税の申告の際の取扱いを教えてください。

A：診療行為を収入金額に計上する必要はありませんが、薬品の消費分は収入金額に計上しなければなりません。

【解説】

所得税では、自分の事業の商品を家事や贈答のために消費した場合には、商品を買った場合と同様に、家事消費又は贈与した時におけるその商品の価額に相当する金額を事業所得の金額の計算上、収入金額に計上することになっています。

医師が自己や自己の親戚のために注射したり、薬を投与したりするのも診療行為に違いありませんが、診察や処置等のいわゆる役務の提供は、棚卸資産の自家消費には該当しませんので、事業所得の計算上収入金額に計上する必要はありません。

しかし、薬品は棚卸資産ですから、それを消費した場合には、原則として消費した時の一般の患者に請求する価額で収入金額に計上しなければなりません。

この場合、備付け帳簿に自家消費分として消費した薬品の仕入価額で収入金額に計上しているときで、それが一般の患者に請求する価額のおおむね70%未満でないときは、その金額の計上が認められます。

